

奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例

奈良県森林環境税条例（平成十七年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。